

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置制限の適用除外の許可
根拠法令及び条項		建築基準法第51条
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）
	参考事項	<p>解釈文書等</p> <p>「卸売市場、ごみ焼却場等の都市供給処理施設に関する建築基準法第51条の規定の取扱いについて」(昭和35年1月25日 建設省計発第29号)</p> <p>「産業廃棄物の処理施設等の取扱いについて」(昭和47年12月8日 住街発第90号)</p> <p>「建築基準法質疑応答集」(第一法規 平成元年)</p> <p>「廃プラスチック類の破碎施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について」(令和元年12月23日 国住街第125号)</p>
設定等年月日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	90日
	設定等年月日	平成16年4月1日設定（年 月 日最終変更）